

「保護メガネ着用」の安全図記号に関する Q&A

日本食品洗剤衛生協会会員様向け Q&A

Q1. 「保護メガネ着用」の安全図記号とは、どのようなものですか？

A. 業務用洗剤や漂白剤の使用時に、保護メガネの着用を視覚的に分かりやすく注意喚起するために新たに制作した安全図記号です。目への飛散等による事故防止の注意喚起を目的としています。

Q2. なぜ新たに「保護メガネ着用」の安全図記号を追加したのですか？

A. 近年、洗剤等の取り扱いにおいて、リスクアセスメント実施により保護具の選択、着用の重要性が高まっていることを受け、文章による注意書きだけでなく、一目で理解できる表示が必要と判断したためです。

Q3. すべての製品に安全図記号を表示する必要がありますか？

A. 一律に義務付けるものではありません。

少なくとも「使用上の注意」等に保護メガネ着用の注意書きがある製品については、表示することが望ましいと考えています。製品特性や使用実態を踏まえてご判断ください。

Q4. 表示開始時期はいつからですか？

A. 2026年4月以降、2026年版「各種業務用洗剤の表示に関するガイドライン」に基づき、順次、会員各社の製品ラベル等への適用を進めていただく予定です。

Q5. 既存ラベルの即時変更は必要ですか？

A. 即時の切り替えを求めるものではありません。

ラベル改版や新製品設計のタイミングに合わせての対応を想定しています。

Q6. 他の安全図記号と併せて表示しても問題ありませんか？

A. 問題ありません。

洗剤・漂白剤等安全対策協議会（安対協）が示す12種類の安全図記号と併用することで、より分かりやすい注意喚起が可能となります。

Q7. 図記号の使用にあたり注意点はありますか？

A. 類似図記号との混同を防ぐため、本図記号は登録商標を取得しています。協会が示す使用ルールやデザインを遵守してください。

Q8. 安全図記号を表示したにも拘らず、事故が生じた場合の責任の所在は？

A. 本安全図記号の商標権は当協会が保有するが、本図記号の誤使用、あるいは本安全図記号を表示した製品のいかなる使用に関連する事故にも責任は負いません。